

随時許可漁業について

1. これまでの経過

- 随時許可漁業(引縄釣漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業、えびたつべ漁業)の各漁業については、かつて、許可の満了日を統一せずに随時申請を受け付けてきた。
- しかし、将来的な定数化と、漁業者の更新忘れ防止や事務の効率化などを目的として、令和3年に本委員会の意見を聞いたうえで、令和8年から「一斉切り替え方式」を導入することとし、許可の満了日を下表のとおり揃えた。
- 引縄釣漁業については、許可取得希望者の急増を受けて、令和7年に急遽、定数化を行い、それに伴って申請期間を限定した一斉切り替え方式を導入した。

漁業種類	適用する許可日の範囲	許可の満了日
引縄釣漁業	令和3年11月22日から令和8年10月31日までに許可するもの	令和8年10月31日
よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業	令和3年12月1日から令和8年11月30日までに許可するもの	令和8年11月30日
えびたつべ漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日

2. 現在の許可の満了日後の対応について

- 令和3年に決定したとおり、現在の許可の満了日後は、随時許可漁業の各漁業を一斉切り替え方式とする。一方で、申請期間は限定せずに、随時に許可できる制度を維持する。
- 定数については、これまで同様に定めない。
- 次回の委員会において、制限措置、許可の期間、申請期間を諮問する。

漁業種類	許可の期間	定数
よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業	令和8年12月1日から* 令和13年11月30日まで	定数なし
えびたつべ漁業	令和9年1月1日から* 令和13年12月31日まで	定数なし

※許可の期間の途中で新規に許可を取得した者の許可の期間は「許可の日から」となる